

要旨

現在、国・地方公共団体において財政難が叫ばれるなか、各公文書館は緊縮財政を迫られている。他方で、ウェブ上での「デジタル=アーカイブズ」の構築や、学校教育・生涯学習に対応した体験プログラムの開発や講演会・講座の開設など、館に求められるサービスは質・量ともに増加・多様化する傾向があり、各館はより効果的・効率的な運営体制の確立が求められている。

既に、図書館・博物館では、こうした一部業務の委託や、館全体の運営・管理の委託など、早くから館の運営・管理に関する議論が進められてきた。特に図書館界では、昭和 56 年 7 月の第二次臨時行政調査会の答申など、国・地方公共団体の行政改革の議論のなかで外部委託・民間委託が提言されたことを受け、昭和 50 年代後半以降業務委託の検討が行われた。昭和 60 年 4 月に日本図書館協会が実施した『「図書館業務の(管理・運営)委託」に関する実態調査』では、当時の全公立図書館中 58.6%の館が業務委託を導入し、清掃業務、警備業務、点検整備業務や製本業務等が委託されている実態が明らかとなった¹。また、昭和 56 年に京都市立図書館がその管理を京都市振興教育財団に委託したことを先例に、早くから地方公共団体の図書館において館業務の全面委託の事例も生まれている²。

また平成 15 年の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)改正により導入された指定管理者制度は、図書館・博物館界において衝撃をもって受け止められ、その賛否や効果について事例の実証的研究も含め議論が深化している。文書館においても指定管理者制度については、平成 19 年に国立公文書館によるアンケートが実施されたが、その後の検討は十分とは言い難い。特に文書館は図書館・博物館同様のいわゆる文化施設としての一面だけでなく、組織の情報管理を担う一面も存在し、役割の違いは業務委託にも少なからず影響を与えるものと考えられ、文書館独自の業務委託の在り方の検討が必要であろう。

暗い未来予想ではあるが今後、財政状況の悪化に伴う効率主義・競争主義は否応なしに進む可能性が高く、その際、文書館において業務のあり方を含め様々な選択肢が必要となろう。よって本稿では日本の文書館における業務委託の現状の整理と分析を通じ、適用可能な業務範囲、特徴等の考察を試みる。具体的には、神奈川県立公文書館の事例分析を通じて、直営の文書館において実施されている一部業務の委託の範囲・特徴を整理するとともに、沖縄県公文書館の事例分析を通じて、文書館における業務全体の委託(指定管理者制度)の検討を行い、業務委託の可能性を探る。